

令和３年度 予算編成方針

世界経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、平成２０年のリーマン・ショックに端を発した金融危機を超える景気の落ち込みが見込まれ、国際通貨基金（ＩＭＦ）においても「前代未聞の危機であり、回復も不確実なものになる」との見通しを示しています。また、わが国経済については、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げているが、極めて厳しい状況にあります。

本区の歳入面では、感染症の影響による個人所得の減少や企業収益の悪化に伴い歳入の根幹である特別区民税や特別区交付金が大幅に減収となるとともに、回復までに相当の期間を要することが想定され、その規模はリーマン・ショック時を上回ることが見込まれます。加えて、ふるさと納税による税の流出、法人住民税の国税化の影響などもあり、財政環境は大変厳しい局面に立たされています。

一方、こうした中であって、引き続き年間出生数が２，０００人を超え定住人口が１７万人を突破するとともに、来年７月に開催が延期された東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会とその後のまちづくりなど、本区の行政需要はますます拡大し、多様化しています。また、今般の感染症の影響により「食」「商工業」などさまざまな顔を持つ本区の活気やにぎわいが危機に瀕する中、今こそ地域が一体となって早期終息に向けた取組や感染拡大により明らかとなった課題への対応が求められており、コロナ禍における「新しい日常」の下、区民生活を守り、地域経済の速やかな回復に向け積極的かつ着実に取組を進めていかなければなりません。

区民の安全・安心のためにも感染症による危機から早期に脱し、本区がさらに機能的で魅力あるまちとして発展し続けるためには、職員一人一人が真の区民ニーズを的確に把握することはもとより、社会環境の変化に即応した効率的・効果的な行財政運営に一層努める必要があります。

また、厳しい財政見通しの下、施策全般にわたり優先度・重要度などの観点から再検証し取捨選択を行うなど、将来にわたり健全で強固な財政基盤を堅持していかなければなりません。

以上の認識を踏まえ、令和３年度予算は次の方針に基づき編成するものとします。

第1 基本方針

令和3年度予算は、基本構想に掲げる将来像の実現に向け基本計画2018の着実な進展を図るため、計画で示した各施策を推進することとする。また、新型コロナウイルス感染症による危機を早期かつ確実に乗り越えるための必要な措置に加え、感染拡大により明らかとなった課題に対し対策を講ずること。

一方、今後厳しい財政環境が見込まれる中、限られた財源を有効に活用する観点から、すべての事業の成果を厳しく検証し事業の廃止・休止など積極的な見直しやスクラップ・アンド・ビルドにより、区民の負託に応える施策展開のための財源を確保し、持続可能で強固な財政基盤を堅持する。

1 基本的な考え方

都心に位置し、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に発展してきた本区は、今では多くの人々が住み・働き・集うまちとなっている。今般の感染症により地域全体が困難な状況にある今こそ、住民に最も身近な基礎自治体として、感染症の拡大防止と地域の活力を取り戻すための取組を強化するとともに、全ての人に対する福祉サービスの提供や健康づくりの推進、地域特性に応じた防災対策の推進、環境に配慮した持続可能なまちづくり、都心コミュニティの活性化など、区民生活や地域活動に密接に関わる取組を着実に推進すること。

2 事業構築に当たって

区財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい状況が当面続くことが見込まれる中、区民生活を守りつつ健全で持続可能な行財政運営を図る観点から、事業の構築・展開に当たっては、職員一人一人が経営者の視点に立ち、目標や成果を的確に見通すとともに、次に掲げる事項を十分に踏まえること。

なお、こうした困難な状況下だからこそ、人と人とのふれあいや「心」の通い合いを重視した事業構築に努めること。

(1) 緊急度・重要度による事業選択

限られた財源を適切に配分するため、施策全般にわたりこれまで以上に各事業の緊急度・重要度を見極めた上で取捨選択を行うこと。

(2) エビデンスに基づく事業構築と説明責任

事業構築に当たっては、その妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき行うとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、事業の目的や成果目標を明らかにすること。

(3) 成果重視型のマネジメントサイクルの徹底

事業を課題解決や区民福祉向上のための手段と捉え、事業成果を厳しく検証し、行政ニーズの変化や成果・効果が乏しい事業については、その存廃を含めた積極的かつ大胆な見直しを行うこと。また、ストック情報やフルコスト情報を活用した行政評価により明らかとなった各事業の課題や方向性を踏まえた取組の着実な実行に努めること。

(4) 各部局の主体性の発揮と部局間の連携の強化

各部局が事業の明確な目標を定め、その達成に向けて解決すべき課題に的確に取り組むとともに、関係部局間の連携を強化・徹底し、類似事業の統合やサービス水準の整合を図るなど、効率的・効果的な事業執行に努めること。

(5) 既存ストックの有効活用

公共施設や設備はもとより、人材やノウハウなどを含め、区がこれまで蓄積してきた既存ストックを最大限に有効活用すること。特に、施設整備については、可能な限り区有地や既存施設の活用を前提とし、新たな用地取得や施設建設を抑制すること。

(6) 多様な主体との協働と「プロアクティブ・コミュニティ」の推進

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、区民、NPO、ボランティア、企業などの多様な主体との協働を推進するとともに、自ら率先して地域課題の解決に取り組む「プロアクティブ・コミュニティ」の考えを積極的に取り入れること。

第2 予算編成の留意点

1 歳出予算について

(1) 全般的事項

ア 常に自己変革を怠ることなく行政改革に不断に取り組むためにも、全ての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した

点検・見直しを行うこと。

イ 単に前例を踏襲することなく、執行の方法や体制も含め徹底した見直しと創意工夫に加え、ＡＩやＲＰＡなどの新たなＩＣＴ技術の活用による業務改善など、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。

ウ 組織のあり方や既定人員の積極的な見直しを行い、全庁的な定数配置の一層の適正化・弾力化を図ること。

(2) 政策的経費

社会経済状況や行政ニーズの変化を的確に捉えた上で、政策目標と施策の方向性などを明確にし、独自性・創造性のある事業の企画・立案に努めるなど、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。

ア 新規・充実事業については、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 政策目標の達成に向け必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。

(イ) 事業構築に当たっては、適時性、費用対効果、全体計画と執行体制、将来展望と後年度負担、さらには他の関連事業との整合性や公平性など総合的に十分な検討を加えるとともに、あらかじめ成果目標と事業の見直し年度を定め、当該年度に事業効果を測定の上、事業存続の可否を厳しく判断すること。

イ 投資的事業については、事業の必要性を十分に検証の上、コスト削減に努めること。特に施設整備については、優先度・重要度を明確にするとともに、次に掲げる事項を必ず検討・検証すること。

(ア) ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う区民サービスの充実が図られるか、他の代替手段により対応可能かなど、さまざまな視点で効果を十分に検証すること。

(イ) 将来的な施設ニーズの変化にも柔軟に対応し得る整備計画とすること。

(3) 経常的経費

今日の社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、区民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から事業本体及び執行体制について見直しを行うとともに、経費のより一層

の縮減に努めること。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、既存事業の実施方法などを再度検証し必要な措置を講じるとともに、あらためて区の役割や事業のありようについて根本に立ち返り見直しを行うこと。

2 歳入予算について

財源を的確に把握し、さらなる収入確保を図るとともに、「中央区債権管理条例」に基づき、債権の適正な管理に関する取組をより一層推進することを前提に、積極的な歳入計上に努めること。

また、次に掲げる事項に努めること。

(1) 収納率の向上及び受益者負担の適正化

ア 特別区民税、国民健康保険などの保険料については、引き続き徴収努力を行うとともに、これらの収入未済分については必要な措置を講じ、収納率の向上と収入の確保を図ること。

イ 各種負担金や使用料については、収納率の向上と収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講ずるとともに、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図る観点から負担水準の見直しも含め検討すること。

(2) 補助制度の活用

国や東京都の補助・負担事業については、国などの予算編成の動向に細心の注意を払い、制度改正に時宜を失することなく対応するとともに、国などの補助制度を積極的に活用すること。

特に、感染症対策に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。

(3) 区民施設について

利用者にとってより使いやすく、より魅力ある施設となるよう指定管理者などと連携・運営改善を図り、設置目的にかなった利用者・稼働率の増加と使用料の確保に努めること。

3 その他

事業執行上、地域及び関係団体の協力を要するものは事前に十分な調整を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。

また、令和３年度に向けた税制改正などについては、国等の動向に常に注意を払い、最新情報の収集に努めること。